

環境情報開示の流れ

西山 久美子, 水本 江理子

1. 環境報告書からみる情報開示の流れ

1.1 環境報告書を発行する理由

環境問題が深刻化するに従い、環境への取り組みの必要性が叫ばれ、環境マネジメントシステム ISO 14001 を認証取得する企業が増えている。さらに、そうした取り組み状況を自らまとめて公表する企業も増えている。

環境報告書とは、このように企業等の事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況、環境負荷の低減に向けた取り組みの状況 (CO₂ 排出量の削減、廃棄物の排出抑制等) などについて取りまとめ、一般に公表するものである[1]。

環境省が1991年度より実施している「環境にやさしい企業行動調査」の近年の結果をみると(図1)、環境報告書の発行企業数は急速に増えていることがわかる。環境報告書の作成はデンマークやオランダでは法制化され、一定の条件を満たしている企業は作成義務があるものの、日本においては任意である。それにもかかわらず、何故企業は自主的に環境報告書を作成し、発行するのであろうか。

神戸大学大学院経営学研究所教授の國部克彦氏は、

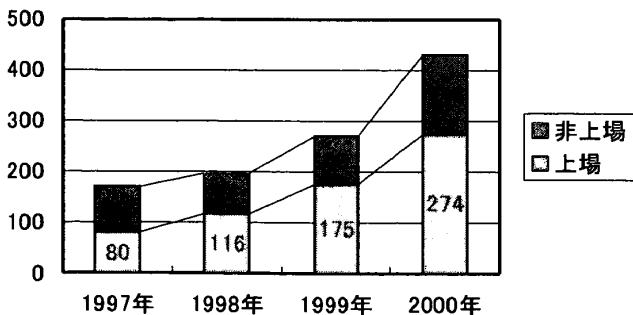


図1 環境報告書発行企業数の推移

その理由を「環境報告書を要求する論理」と「環境報告書を提供する論理」の2つを関連させて説明している[2]。前者の環境報告書を要求する論理は「企業は利用者に意思決定のために必要な情報を提供すべきだ」という意思決定有用性理論に基づくものと、「企業は利用者に環境報告する責任がある」というアカウントビリティ理論に基づくものの2つに大別される。こうした社会の要請に応えるため、企業が環境報告書を発行しているということは、環境への関心が高まっている現状を考えれば納得できるであろう。実際に、『環境報告書を発行していますか?』という問い合わせも年々増えているという。

一方で、企業は情報開示を行うことによって、外部より余計に攻撃を受けやすくなる可能性もあるため、保守的な立場からは自発的な報告をしないという選択も存在する。それにも関わらず企業が情報公開するという行為を説明するものに正統性理論がある。この理論に基づくのが後者の環境報告書を提供する論理である。つまり、企業は社会に受け入れられるために自らを正統化するために活動を説明しようとするということになる。この論理は、最近注目を集めているリスクマネジメントの観点からも当てはまり、企業が環境報告書を自ら発行する理由の一つになっているといえる。

また、ここ2、3年の環境報告書の動向をみると、発行企業数の増加だけでなく、それぞれの報告書の質も急速に向上している。そのことから、企業は環境報告書を発行することで企業イメージの向上を狙っていることが読み取れる。國部氏は、環境分野において戦略的に有意な位置を築こうとする企業行動は正統性を確保する行動と紙一重であるとしているが、環境報告書の作成に多大な労力・費用をかけている現状を踏まえると、より戦略的な意味合いが高まっていると思われる。そして、環境報告書の表彰制度が定着し、その傾向を強めている(環境報告書の表彰制度については、後で触れる)。

にしやま くみこ, みずもと えりこ
中央青山監査法人
〒100-6088 千代田区霞が関 3-2-5

1.2 環境報告書の記載内容

企業などが環境報告書を発行する理由を簡単に説明したが、ここからは実際にどのようなことが報告されているか、その記載内容について触れる。

環境情報開示は1970年代頃より企業の年次報告などで取り上げられる傾向にあったが、環境報告書として単体での開示はこの10年余りで急速に発展してきたものである。その発展に寄与してきたのが、ガイドラインの存在である。ガイドラインには開示項目などがあげられ、実際に何を報告すべきか、という企業の悩みに答え、開示情報の充実に役立ってきた。1989年にアメリカの環境団体 CERES が策定した CERES 原則に収録されたレポートの作成基準を皮切りに、現在、世界には50を超える環境報告書のガイドラインがあるといわれている。本稿では日本企業にとって関係が深い、環境省「環境報告書ガイドライン(2000年版)」[5]、経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」[4]、そして全世界で適用可能な持続可能性ガイドラインの策定・普及を目指す GRI (Global Reporting Initiative) の「持続可能性ガイドライン」[3]を中心に取り上げることとする。

表1 ガイドラインの比較

発行元 (発行年)	GRI (2000/6)	環境省 (2001/2)	経済産業省 (2001/6)
基本的要件	○	○	○
基本原則/特性	○	○	○
トップの緒言	○	○	○
報告組織の概要	○	○	○
概要と主な指標	○		
ビジョンと戦略	○		
方針と組織体制	○	○	○
目標・計画・実績	△	○	○
環境会計情報		○	○
マネジメントシステム	○	○	○
環境技術等の開発	△	○	
教育	△	△	○
コミュニケーション	○	○	○
社会貢献		○	○
環境負荷の全体像		○	○
エネルギー等インプット	○	○	○**
購買・調達	△	○	△
不要物等のアウトプット	○	○	
製品・サービス	○	○	○**
輸送	○	○	
ストック汚染等	○	○	△
法規制遵守	○	○*	○

△・・・記載項目の一つとしてある

*・・・ガイドライン上はマネジメントに関するグループ

**・・・パフォーマンス情報はJISQ14031を参照するようになっている

3つのガイドラインを比較したのが表1である。

環境省のガイドラインは、1997年に公表されたものを2001年2月に全面改訂したもので、既に公表されていたGRIのガイドラインの影響を色濃く受けている。そしてその後に発行された経済産業省のガイドラインは、GRI、環境省を踏まえながらステークホルダーの関心事項という視点を加味して策定されている。当然、類似した内容となっているが、環境においては、こうした過程を経て、開示情報について次第に共通認識ができていく(なお、環境会計情報の開示は、特に日本において進んだ内容であり、この環境会計については別途解説する)。

具体的な記載事項は、表1の極太線以下「トップの緒言」からになる。実際にはさらに詳細の記載内容が書かれ、かなりの量となる。企業は全てを報告書に記載しなければならないわけではないが、こうしてガイドラインに具体的に取り上げられたことにより、企業側が公表する情報量が増えてきている。しかしこれは、環境報告書は多くの情報を掲載していればよいということではなく、環境報告書を作成する際には、表1の上の部分で述べられていることを満たす必要がある。

1.3 環境報告書の信頼性

環境報告書は、先に述べたように意思決定に有用な情報の提供、説明責任(アカウンタビリティ)という要望があり、それに応えて情報開示するものであるから信頼性が重要となる。そこでガイドラインで要求しているのが、基本的要件と基本原則/特性なのである。

「基本的要件」では、報告の対象組織や対象期間を明確にすることなどが要求される。これは範囲を明確にすることで透明性を高め、読み手に誤解を与えないよう配慮されたものである。現在発行されている報告書を読むと、その大半が要求を満たし関連情報を盛り込んでいる。

「基本原則/特性」は、報告書の適合性(情報の受け手のニーズに適合しているか)・正確性(情報に誤りがないか)・理解容易性(わかりやすさ)、比較可能性(経年変化、業種間比較ができるか)などが要求されている。これらを確保することで環境報告書の信頼性を高めることが可能であると説明している。どれだけの企業がこの原則/特性を受け入れているか、確かな数字は表せないが、ガイドラインに準拠、あるいは参考にしていると明記している企業も多く、着実にその考え方は広がっている。

このように、ガイドラインの充実が環境報告書のレ

ベルの向上にも結びついているといえる。

さらに、いくつかの先進的な企業が信頼性の確保のための工夫を行っている。その代表的なものが「第三者検証」「第三者意見」など、中立的・独立的な第三者にレビューを受けるという手法である。この手法はまだ開発段階のもので、実際にどれだけ信頼性を確保できるのかという議論もあるが、第三者を受け入れ、信頼性を高めようという企業姿勢は評価できよう。また、手法自体も日本公認会計士協会から「環境報告書保証業務指針」(中間報告)が公表されているように、ガイドラインの作成が進められており、次第にその精度は高められよう。いずれにせよ、こうした試みが、正しい情報開示の流れに繋がると考えられる。

信頼性の確保では、最近では環境 NGO と環境報告書を共同制作するという試みもなされている。

1.4 環境報告書の課題と今後

ガイドラインの普及、発行企業の増加、環境報告書の表彰制度などにより良い事例が多く得られ、環境報告書のレベルの向上は目覚ましい。しかし、まだ様々な課題が残されている。

その中の一つに、環境報告書の記載内容の多さというものがある。これはこれまでの説明と逆説的なことになるが、ガイドラインが要求する記載内容が多く、また、わかりやすく説明しようとするために文章量も多くなり、非常にボリュームのある報告書が増えているのである。その結果、環境報告書は厚くて読む気がしない、という意見も聞かれる。説明責任(アカウンタビリティ)という観点からは開示情報は充実する必要があるが、実際に情報の受け手に受け入れられる報告書とはどんなものか——は、現在、企業の環境報告書作成担当者の深刻な悩みとなっている。

このことは、環境報告書というものが、単に説明責任を果たすためのツールとしてではなく、やはり企業自らが自分達の活動内容を認めてもらうためにも発行されていることを表している、といえよう。

また、ISOで環境コミュニケーションに関する規格が現在検討されているように、環境コミュニケーションの重要性が高まっている。その中で、環境報告書はそのツールとしての役割が大きくなり、いかに利害関係者にとって有用なものとするか、が求められてくる。その際には、環境に関する利害関係者は幅広いので、まず報告対象を明確化することが必要となるのである。それと同時に、環境報告書以外の媒体(HP、商品紹介パンフレット等)で利害関係者とのダイアログを多

く持つことが求められる。

2. 環境会計から見た情報開示の流れ

2.1 環境会計の意義[6]

環境会計に関する世界共通の定義は存在しない。共通認識としては、環境会計とは「環境に関わる事象を認識・測定・評価し、それを伝達する行為」ということができる。

環境会計の大まかな体系は図2に示すとおりである。まず環境会計は、マクロレベルでの環境会計とミクロレベルでの環境会計に分けることができる。

マクロレベルの環境会計とは、主に経済学で論じられている国民経済を対象とする環境勘定のことを指す。グリーンGDP、環境サテライト勘定、自然資源勘定等が環境勘定といわれるものに当たり、現在研究と実践が世界的に行われている。

それに対し、ミクロレベルの環境会計とは、企業・政府機関・非営利組織等を対象とする環境会計である。さらにミクロ環境会計は、内部環境会計(管理会計)と外部環境会計(財務会計)とに分けることができる。

本稿では、ミクロ環境会計、中でも企業レベルの環境会計を取り上げていく。

2.2 内部環境会計[7~9]

内部環境会計とは、環境に配慮した経営を実践するための管理活動や経営意思決定を支援するという内部管理的な環境会計である。企業経営において環境の重要性が増すに従い、個々の環境保全活動を正確に評価し、経済面及び環境面においても最も合理的な活動を推進していくことが不可欠となる。その際のツールとして内部環境会計は極めて有用なのである。

内部環境会計の領域は多岐に渡るが、主なものとしては①製品関係、②設備投資関係、③業績評価関係、④予算編成があげられる。

これまで、内部環境会計は、主に欧米が中心となり発展してきた。その代表的な取り組みを紹介する。

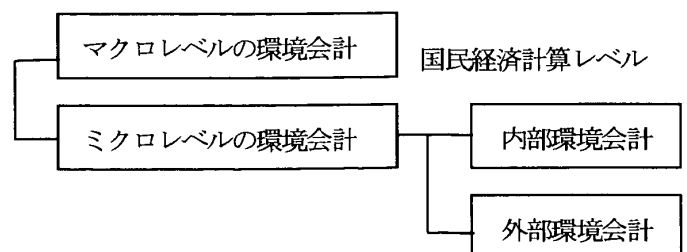


図2 環境会計の体系

アメリカの環境保護庁（EPA）では1992年から環境会計プロジェクトを推進している。1995年に「経営管理手法としての環境会計入門」、2000年には「無駄なくグリーンなサプライチェーン」を公表し、環境管理会計（Environmental Managerial Accounting: EMA）の推進に努めている。

国連持続可能開発部（UNSD）でも2000年に「環境管理会計の推進における政府の役割についての専門家作業部会報告（Report of the Expert Working Group on the Role of Government in Promoting Environmental Managerial Accounting, UN, 2000）」を公表し、EMAの推進を目指している。

ドイツ語圏においても1996年に『環境原価計算ガイドブック』を公表し、製造原価計算という面からマテリアルフロー会計の構築を進めている。

一方、わが国の内部環境会計は、取り組みの進んでいる欧米各国の状況と比較すると一部の先進的な企業を除きようやく導入段階に入った状況である。

2.3 外部環境会計における外部報告の手段

外部環境会計とは、企業がいかに環境問題に取り組んできたかを外部に伝達するという外部報告目的の環境会計である。外部報告の手段としては財務報告書と環境報告書がある。

① 財務報告書

主として経済的な自己利益の実現を最優先する株主等の伝統的なステークホルダーを対象として、環境会計問題は環境リスク情報として開示される。財務報告書における環境情報開示は米国（アメリカ証券取引委員会（SEC）レギュレーションS-K、アメリカ財務会計基準審議会（FASB）のEITF（緊急問題専門部会）90-8・93-5等）やカナダ（カナダ勅許会計士協会（CICA）・Environmental Costs and Liabilities: Accounting and Financial Reporting Issues（1993）等参照）において発展している。

また、国連貿易開発会議（UNCTAD）が1999年に「環境負債及び環境コストの会計と報告に関するポジション・ペーパー（International Accounting and Reporting Issues 1998 Review, UN, 1999: 第4節(3)にて詳説）」及び「Guidance Manual Accounting and Financial Reporting for Environmental Costs and Liabilities」を公表している。これらは、財務諸表における環境会計の会計処理、環境情報の開示等に関するガイドラインである。

日本においては具体的な指針が存在しておらず、実

務も発展しているとは言い難い。ただし、2000年の株主総会において環境会計の情報を取り込んだ事業報告書を株主に配布する企業（リコーなど）も出始めている。

② 環境報告書

主としてグリーンインベスター・グリーンコンシューマーなどの自己利益の追求と環境保全の両立を目指す啓発されたステークホルダーを対象として、環境会計では環境リスク情報のみならず、環境負荷情報など幅広い情報が開示される。この環境報告書における情報開示に関しては、先述の通り、日本は世界的にも先進的な動きを見せている。その理由として、欧米が内部環境会計主導で環境会計実践が発展してきたのに対し、日本においては環境省が外部環境情報開示について主導的役割を果たしたことが挙げられる。図3に示すように、1999年3月に「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間とりまとめ）」を公表したのに続き、その翌年の2000年5月に「環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）」を公表したが、それを受けて日本における外部環境会計の公表数は非常に増加している。また、内容も飛躍的に進化している。

具体的に記載される環境会計情報としては、貨幣単位による情報・物量単位による情報・記述情報などがある。それらの情報は企業の活動結果を反映したものであり、外部環境会計は環境活動の総括表として捉えることができる。

貨幣単位による情報は、環境に関わるコストをはじめとして、環境保全対策に伴う経済効果（省エネ対策による電気料金の削減など）がある。

物量単位による情報は、主に環境保全効果（環境対策にコストを投入した結果、環境負荷などがどれだけ削減されたかなど）になる。

そして新たにこの環境保全効果を金額換算しようと

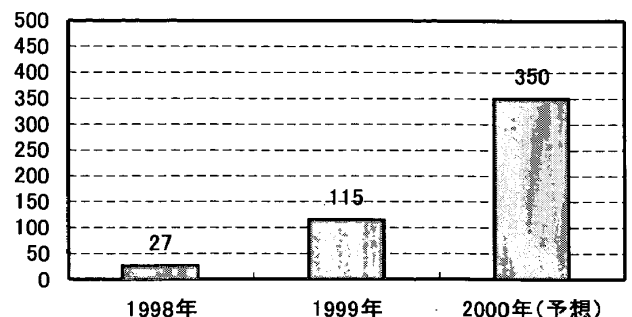


図3 環境会計情報公表数の推移

いう試みがなされている。金額換算方法に課題があるが、コストと効果を同じ貨幣単位で表せ、わかりやすいという利点がある。今後、この情報の開示が増えていくと考えている。

2.4 外部環境会計と内部環境会計の接近

外部環境会計と内部環境会計とをわけてこれまで述べてきたが、両者の境界は曖昧な所があり、明確に分けられるものではない。外部環境会計といわれる現在環境報告書に公表されている環境会計も企業全体の環境保全活動を把握し、環境コストの管理が可能になったという点では内部管理に役立っている。今後、外部環境会計と内部環境会計は相互に補完しながら、発展し、より有用なものになっていくことが期待される。

3. 環境情報の評価～環境格付け～

3.1 環境格付けとは

これまで環境情報の開示を中心に述べてきたが、ここからは、公開された情報がどのように評価されるのか紹介していきたい。

最近、「環境格付け」という言葉を新聞紙上などで見かけるようになった。「環境格付け」に関する明確な定義はないが、環境面から企業を格付けする、ということである。大辞林第二版には「格付け」の意味は2つあり、「①人や物の段階・等級を決めること。②債券などの元本償還や利払いの確実性の度合について序列をつけること、アルファベットなどの簡単な記号で表示され、投資家の判断材料とされる。債券格付け、レーティング。」とある。環境格付けの格付けについては、現在、前者と後者に近いものの双方のパターンがあるといえる。それぞれについて具体的な例を挙げ、どのように評価がなされているのか説明しよう。

まず、前者の段階・等級づけであるが、その代表的な例として、「企業の環境経営度」と、「環境レポート大賞」を取り上げる。

「企業の環境経営度」は、日本経済新聞社主催で企業の環境対策を総合評価し、ランキング作成するものである。1997年12月に初めて発表、2001年12月には第5回を迎えた。評価は製造業と非製造業に分けて行われ、その方法は、企業にアンケート用紙を郵送し、その回答を受け、質問を評価項目に整理し集計分析を行うというものである。なお、第5回の製造業の評価項目は、「運営体制」「情報公開」「環境教育・社会貢献」「ビジョン」「汚染リスク」「資源循環」「温暖化対策」「製品・物流対策」の8項目であった。先に説明

した環境報告書のガイドラインの項目とほぼ合致するといえる。

「環境レポート大賞」は(財)地球・人間環境フォーラムと(社)全国環境保全推進連合会主催で、事業者などが作成する環境報告書及び環境行動計画などを評価し、優秀なものを表彰する制度である。こちらも1997年よりスタート(注; 当時は環境アクションプラン大賞、1999年より現在の名称に変更)し、2001年で5回目を迎えた。環境レポート大賞は表彰制度であり、企業の経営度調査とは異なり詳細のランキングは実施しないが、最優秀賞・優秀賞・奨励賞、そして選考外という等級付けをするもので、これも一種の環境格付けといえる。企業が一般向けに作成した報告書を評価対象にしており、情報公開の流れを作るという意味でその意義は大きい。

3.2 エコファンド

エコファンドは、SRI (Socially Responsible Investment, 社会的責任投資) の一種で、海外では1990年代より開発されはじめ、日本においては1999年に日興証券(当時)より日興エコファンドが販売されたのが始まりである。SRIとは、資金を投下する際に財務的な観点からの判断でなく、資金投下先の事業の社会的側面をも考慮して行う投資のことで、その社会的側面として環境問題に特化したものがエコファンドと呼ばれる[10]。

エコファンドの設定の仕方を、日興エコファンドを例に取り紹介すると、図4のような流れになる(図4)。

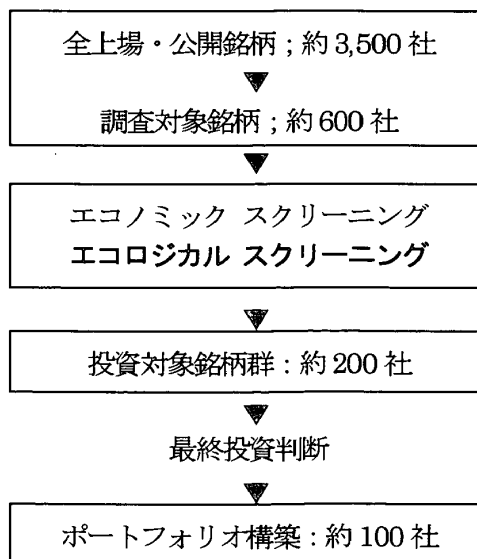


図4 日興エコファンドの選定プロセス(日興「サステナビリティレポート2001」より)

図4に示すように、エコノミックスクリーニングとエコロジカルスクリーニングが行われる。このエコロジカルスクリーニングが、債権格付けなどに近い環境格付けである。

環境格付けの方法やその評価基準はまだ統一されていないが、方法としては、主に1次情報として企業に対するアンケート調査結果を用いて、2次情報として環境報告書や、新聞・雑誌記事などを用いて行われることが多い。基準は、環境マネジメント・環境配慮製品とサービス、法規制の遵守、環境情報開示、環境会計などが評価項目となる。これもやはり環境報告書の記載項目と重なる部分がある。

エコファンドの意義としては、環境に取り組み、積極的に開示（その方法にはアンケートへの回答も含まれる）している企業が評価され、投資家の投資行動という流れを作っているということである。

資金調達が有利になれば、その企業が長く存続できる可能性は高くなり、環境に配慮した企業が多く生き残れば、それだけ環境問題の解決が現実的になる。

これは安易な例えかもしれないが、企業の情報開示が重要なと同じように、情報の受け手が企業を正しく評価するということがまた大切なのだということがご理解いただけるのではないだろうか。

4. 今後の方向性

これまで述べてきたように、環境報告書をはじめとする環境情報の開示はこの10年余りで、急速に進化しており、それは現在も進行中である。

本稿では詳述しなかったが、新たな情報開示の流れとして、サステナビリティレポートの作成が2000年度から顕著に見られるようになってきた。サステナビリティレポートとは、従来の環境報告書に人事、労働安全、（環境以外の）社会貢献などの社会的項目を記載したもので、これは、先に紹介したGRIの「持続可能性ガイドライン」の影響である。海外では、エコファンドより、他の社会的側面を含めたSRIが一般的であり、当然のことながら企業の情報公開も、社会的側面を含めたものにシフトしている。この流れは、今後、日本においても起こるであろう。

また、会計においても同様に、対象範囲を環境のみならず社会的側面などを含める動きは進んでいくものと考えられる。何故ならば、そもそも会計は組織活動の総括表であり、環境会計も現在その役割を担っている。企業の活動報告書が、環境・社会・経済全般の報告書へと進化していくのであれば、それらの情報を総括した会計情報の開示も求められることは必然であろう。実際に、日本における先進的な企業は社会面を含めた環境・社会会計の構築に既に取り組みは始めている。

企業の情報開示が、今後環境から社会的側面に広がりを見せても、重要なのは説明責任と関係者の要望に応じて、信頼できる情報を積極的に発信するということである。そして、受け手がその情報を正しく評価・活用し、それを受けて企業はまた良い取り組みをし、さらなる情報開示をしていくという循環が必要なのだと考える。

参考文献

- [1] 中央青山監査法人編、『事例でわかる環境報告書の実務』、中央経済社、2000年。
- [2] 環境報告書を読むプロジェクト、『環境報告書のベンチマーク』、1996年。
- [3] GRI、『持続可能性報告のガイドライン』（日本語版監訳：環境監査研究会）、2000年。
- [4] 経済産業省、『ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001』、2001年。
- [5] 環境省、『環境報告書ガイドライン（2000年度版）』、2001年。
- [6] 國部克彦、『環境会計（改訂増補版）』、新世社、2000年。
- [7] 日本公認会計士協会編、『企業経営のための環境会計』、日経BP社、2000年。
- [8] 環境省、『環境会計ガイドブックII—経営管理への更なる活用に向けた内部機能の検討』、2001年。
- [9] 社団法人産業環境管理協会、『平成12年度経済産業省委託環境ビジネス発展促進等調査研究（環境会計）報告書』、2001年。
- [10] 水口剛ほか、『ソーシャル・インベストメントとは何か』、日本経済評論社、1998年。